

平成三年法律第二百十号
地方公務員の育児休業等に関する法律

(目的)

この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定するものと以下同じ。）の継続的な勤務十五年を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(育児休業の承認)

第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百一十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六ヶ月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業をする場合に限る。）

3 任命権者は、前項の規定による請求に係る期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において、当該任命権者（任命権者に對し、その承認を請求するものとする。）が当該子についてする育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第三条 育児休業をしている職員は、任命権者に對し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第四条 育児休業をしている職員は、育児休業を開始した時就いていた職又は育児休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に從事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認の失効等)

第五条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたことその他の事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時の任用)

第六条 任命権者は、第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他他の方法により当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができない。

一 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

二 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時の任用

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において、当該任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、当該任期中、他の職に任用することができる。

6 第二項の規定により臨時の任用を行う場合には、地方公務員法第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかるらず、国家公務員育児休業法第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当又は勤勉手当の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

(育児休業をしている職員の職務復帰における給与等の取扱い)

第八条 育児休業をしていた職員については、国家公務員育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした国家公務員の給与及び退職手当の取扱いに関する事項を基準として、職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

(育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止)

第九条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(育児短時間勤務の承認)

第十条 職員（非常勤職員、臨時に任用される職員その他これらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該職員が希望する日及び時間帶において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の翌日から起算して一年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき十分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常

律第七十六号) 第二条第一号」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百十号) 第二条第一項」とする。

附則 **抄**

(施行期日) (経過措置)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号) 次条において「女子教育職員等育児休業法」という。第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている職員については、当該許可是第二条の規定による育児休業の承認とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第六条第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 **（平成五年七月一日法律第七十九号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前の地方公務員の育児休業等に関する法律第一条第一項に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の同法第十条(新労働基準法第三十九条第七項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則 **（平成六年六月一五日法律第三三号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 **（平成六年六月二九日法律第五六号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 **（平成六年六月二九日法律第五六号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 **（平成六年六月二九日法律第五六号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 **（平成六年六月二九日法律第五六号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附則 **（平成六年六月二九日法律第五七号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前の地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の同法第十条第二項の規定により読み替えて適用する新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。

附則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 **（平成七年三月三一日法律第五二号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十一條、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 **（平成一一年七月二二日法律第一〇七号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 **（平成一一年一月二十五日法律第一四一号）抄**

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三次の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。)並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日

附則 **（平成一三年一一月七日法律第一四三号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則 **（平成一三年一一月七日法律第一四三号）抄**

(経過措置)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則 **（平成一三年一一月七日法律第一四三号）抄**

(経過措置)

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業をするため、新育児休業法第二条第三項の規定による承認又は新育児休業法第三条第三項において準用する新育児休業法第二条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新育児休業法第二条第二項又は第三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 施行日前に改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧育児休業法」という。)第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員(この法律の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)に対する新育児休業法第二条第一項ただし書の規定の適用については、旧育児休業法第二条第一項の規定による育児休業(当該職員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。)は、新育児休業法第二条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧育児休業法第三条第三項において準用する旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

附則 **（平成一九年五月一六日法律第四二号）抄**

¹ この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
